

牛飼養者の皆様へ

死亡牛の搬入について

生後96か月齢以上の死亡牛ならびに下記疾病により死亡した48か月齢以上96ヶ月未満の死亡牛につきましては山形県家畜死体保冷保管施設に搬入いただき、BSEの検査を受けることとされています。

このたびの消費税の値上げに伴い下記により手数料を改訂いたしますのでご承知おきください。

なお、手数料の一部につきまして補助金が後ほど振り込まれます。

※対象疾病 ダウナー症候群、低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、神経麻痺、牛白血病等の診断があるもの。(詳しくは家畜保健衛生所にお問い合わせください)

令和元年10月1日から消費税が改訂されました。死亡牛の搬入手数料を令和2年4月1日より次のように改訂します。

○手数料(保冷施設の受付で納入してください。)

1頭あたり、25,000円

項目	手数料	補助額
保管管理	800円 (旧 640円)	600円
化製場までの輸送費	7,700円 (旧 7,560円)	2,500円
化製処理費	16,500円 (旧 16,200円)	7,500円
計	25,000円 (旧 24,400円)	10,600円

公益社団法人 山形県畜産協会(衛生指導担当)
山形市七日町3-1-16 JAビル 4階 TEL 023-634-8167

山形県家畜死体保冷保管施設 の利用上の注意事項について

死体搬入時に持参するもの

- ② 獣医師が発行する死亡診断書
- ② 死亡牛処理整理票（必要事項を記載したもの）
- ③ 手数料 25,000 円

その他留意事項

- ① 家畜伝染病の患畜等は搬入できません。
- ② 受付で所定の手続きを済ませた後、施設に搬入して下さい。
- ③ 搬入時に使用したロープ、手袋、敷物等は全て持ち帰って下さい。
- ④ 個体識別耳標は装着のまま搬入して下さい。
- ⑤ 産後1か月以内の家畜は、保冷库の清潔保持上、必ず陰部を獣医師に縫合してもらってから搬入して下さい。
- ⑥ 施設内の機械等は勝手に操作せず、管理人の指示に従い、危険防止に十分配慮して下さい。

牛トレーサビリティ制度による個体識別番号（10桁の耳標番号） の異動（死亡）報告を忘れずに

譲渡先は三共理化工業（株）八戸工場です
コードは「0178526106」となります。

山形県家畜死体保冷保管施設

- 管理者：公益社団法人 山形県畜産協会
- 施設住所：山形市大字中野字的場936番地
- 電話番号：023-681-3271
- 受入家畜：原則96か月齢以上の牛の死体
- 受入時間：午前9時から午後4時
- 休業日：毎週日曜日、年末年始